

保育園関係者に新型コロナが発生した場合の対応方針について（令和3年1月4日改正）

パターン	誰が	どうなった	どうする			
			園児(A児)	園の運営	他の園児	
①	園児(A児)	①-1	濃厚接触者と認定されていないが、PCR等検査を受ける(受けた)	検査結果(陰性)が確認されるまで登園自粛要請	開園	通常どおり
		①-2	濃厚接触者と認定された(①-3に該当する場合を除く)	最後に陽性判明者と接触した日の翌日から14日間の出席停止		
		①-3	感染が確認された	保健所が許可するまで出席停止	原則14日休園 ※注参照	
② (①に該当する場合を除く)	園児(A児)の同居人	②-1	濃厚接触者には認定されていないが、PCR等検査を受ける(受けた)	同居人の検査結果(陰性)が確認されるまで登園自粛要請	開園	通常どおり
		②-2	濃厚接触者と認定された(②-3に該当する場合を除く)			
		②-3	感染が確認された	最後に陽性判明者と接触した日の翌日から14日間の出席停止		

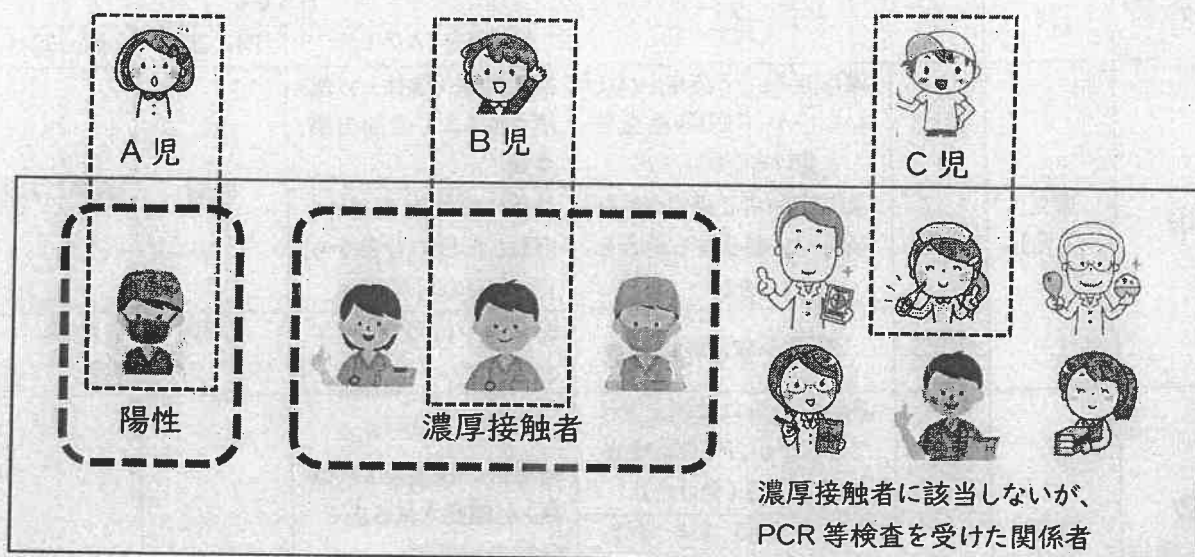
パターン	誰が	どうなった	どうする			
			職員(B)	園の運営	園児	
③	職員(B)	③-1	濃厚接触者と認定されていないが、PCR検査を受ける(受けた)	検査結果(陰性)が確認されるまで出勤停止	開園	通常どおり
		③-2	濃厚接触者と認定された(③-3に該当する場合を除く)	最後に陽性判明者と接触した日の翌日から14日間の出勤停止		
		③-3	感染が確認された	保健所が許可するまで出席停止	原則14日休園 ※注参照	
④ (③に該当する場合を除く)	職員(B)の同居人	④-1	濃厚接触者には認定されていないが、PCR検査を受ける(受けた)	同居人の検査結果(陰性)が確認されるまで出勤停止	開園	通常どおり
		④-2	濃厚接触者と認定された(④-3に該当する場合を除く)			
		④-3	感染が確認された	最後に陽性判明者と接触した日の翌日から14日間の出席停止		

〔注〕原則14日休園とした期間の対応について

園内で1人でも感染が確認された場合は、保健所等の指示を受けながら、園内の消毒や関係者のPCR等検査の実施を予定しています。

その後は、関係者のPCR等検査の結果等を踏まえつつ、保健所と協議の上、濃厚接触者に該当しない方に限ったうえで、当該施設での応急的な保育の提供に向けて取り組みます。(ただし、濃厚接触者に該当する方は、最後に陽性判明者と接触した日の翌日から14日間の出席停止となります。)

園児の同居人に感染者等が出た場合の対応を整理



(1) 保育園に通う A 児の同居人(親)が、陽性となった。

状態	対応	園児(A児)	園の開園	A 児以外の園児
A 児は濃厚接触者に該当しないが念のため PCR 等検査を受けた	①-1	検査結果(陰性)が確認されるまで登園自粛を要請	開園	通常どおり
A 児が濃厚接触者と判定された	①-2	最後に陽性判明者と接触した日の翌日から 14 日間の出勤停止		
A 児も陽性となった	①-3	保健所が許可するまで出席停止	原則 14 日休園※	

※関係者のPCR等検査の結果も踏まえつつ、濃厚接触者に該当しない方を対象に当該施設での応急保育を検討

(2) 保育園に通う B 児の同居人(親)が、濃厚接触者と認定された。

状態	対応	園児(B児)	園の開園	B 児以外の園児
B 児の同居人(親)の PCR 等検査の結果は不明な段階。(保健所から、B 児に対して待機等の指導は無い)	②-2	同居人の検査結果(陰性)が確認されるまで登園自粛要請	開園	通常どおり
B 児の同居人(親)の PCR 等検査の結果は陰性だったが、健康観察を続けている状態(保健所から、B 児に対して待機等の指導は無い)	②-2	通常どおり		

※万一、B 児の同居人(親)が陽性となった場合には、(1)の対応に移行する。

(3) 保育園に通う C 児の同居人(親)が、関係者として PCR 等検査を受けることになった。

状態	対応	園児(C児)	園の開園	A 児以外の園児
濃厚接触者ではないが、念のため PCR 等検査を受けた	②-1	結果(陰性)がわかるまで登園自粛要請	開園	通常どおり

※万一、C 児の同居人(親)が陽性となった場合には、(1)の対応に移行する。